

児童虐待による死亡事例検証報告書

(平成 24 年 7 月発生 6 歳女児死亡事例)

平成 26 年 12 月

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

目 次

はじめに	2
1 検証の目的	3
2 検証の方法	3
3 事例の概要	3
(1) 事例概要	
(2) 家族の状況	
4 本市転入前までの事例の経過	5
5 本市の支援経過	6
(1) 本市転入後から本児死亡まで	
(2) 本児死亡後	
6 事例検証により明らかになった問題点・課題	11
(1) 通告に対する初期対応・調査のあり方	
(2) 居住実態が把握できない児童への対応	
7 課題解決に向けた改善策の提言	15
(1) 児童虐待通告に対する初期対応・調査の改善	
(2) 国への要望	
おわりに	19

<資料>

資料 1 検証委員会の概要

資料 2 横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

はじめに

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、平成25年度には7万件を突破しております、深刻な状況が続いています。

横浜市においても、平成25年度に児童相談所が受理した児童虐待の相談・通告受理件数は、4,209件となり、5年前の2倍以上となっています。また、児童虐待の新規把握件数も、1,159件となり過去最多となりました。

そうした中、「実母と居所を転々とする中で、平成24年7月に同居していた実母の交際相手から暴行を受け殺害され、遺体を遺棄される事件」が発覚しました。子どもの遺体は死後約9か月後に、市内の雑木林の中で白骨化した状態で発見されました。この事例は複数の自治体にまたがり、居所を転々とする中で発生しており、所在不明となっている子どもの中に、児童虐待によって死亡している子どもがいる可能性がある「居所不明児童」の問題として大きく報道されました。この事例をきっかけに全国の自治体に対して、「自治体間の連携のあり方」や「居所不明児童対策」に関する課題を投げかけることになりました。

本検証委員会による検証報告書はこれで5冊目となりました。検証はこのような死亡事例や重篤事例の再発を防止するために、事実関係に基づき、問題点・課題を整理し、取り組むべき具体的方策を示すことを目的として実施するものです。

失われた尊い命に対して、深く哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするとともに、本検証によって、横浜市はもとより他の地域においても、児童虐待による死亡事例や重篤事例が未然に防止され、子どもの健やかな成長と発達に役立っていくことを願ってやみません。

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会
委員長 新保 幸男

1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）第 4 条第 5 項に基づき、虐待により子どもが死亡した事例又は虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものである。なお、検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

「横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）は、横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置されており、本検証報告書では、事例検証から省みられた課題を提示し再発防止策の提言等を行う。

2 検証の方法

本検証を行うにあたって、本事例に關係する自治体で協議し、共通する課題はあるものの、各自治体での検証方法の違いなどから、自治体ごとに検証を行うこととした。また、事実關係の把握のためには、関係自治体からの資料提供を受け、必要な関係機関へは検証委員会委員や事務局によるヒアリングを行った。

さらに、客観的な事実の把握が重要だと考え、刑事裁判の全ての公判を傍聴した。

3 事例の概要

（1）事例概要

6 歳女児（以下、「本児」という。）が平成 24 年 7 月 23 日、市内の雑木林に遺体遺棄された。

平成 24 年 7 月 13 日、警察からの妹に関する児童通告を受けた児童相談所が区役所とともに家庭訪問を実施したが、本児への虐待を隠すために実母と実母の当時の交際相手（以下、「同居男性」という。）が本児を不在にさせており、児童相談所はその場で一時保護等の強制的介入を要するような明らかに心配な点を確認できなかった。

実母は、平成 24 年 7 月 21 日、当時住んでいたアパートの浴室で、本児の顔面を叩く、シャワーをかけるといった暴行を行った。その後に、同居男性が翌朝にかけて、本児を逆さ吊りにして頭部を浴槽に沈めるなどの暴行を行い、背後から蹴って本児の頭を浴槽の壁に打ち付けた。実母と同居男性は、暴行の発覚を恐れて救急車を呼ばず、22 日、本児は頭蓋内損傷で死亡したとみられている。同日、同居男性が本児の遺体を埋めることを提案し、実母と同居男性は、23 日に、本児の遺体を市内の雑木林に運び、土の中に埋めて遺棄した。その後、児童相談所からの接触の際も、実母は本児が死亡した事実を伝えず、平成 25 年 4 月に、本児の白骨化した遺体が発見された。

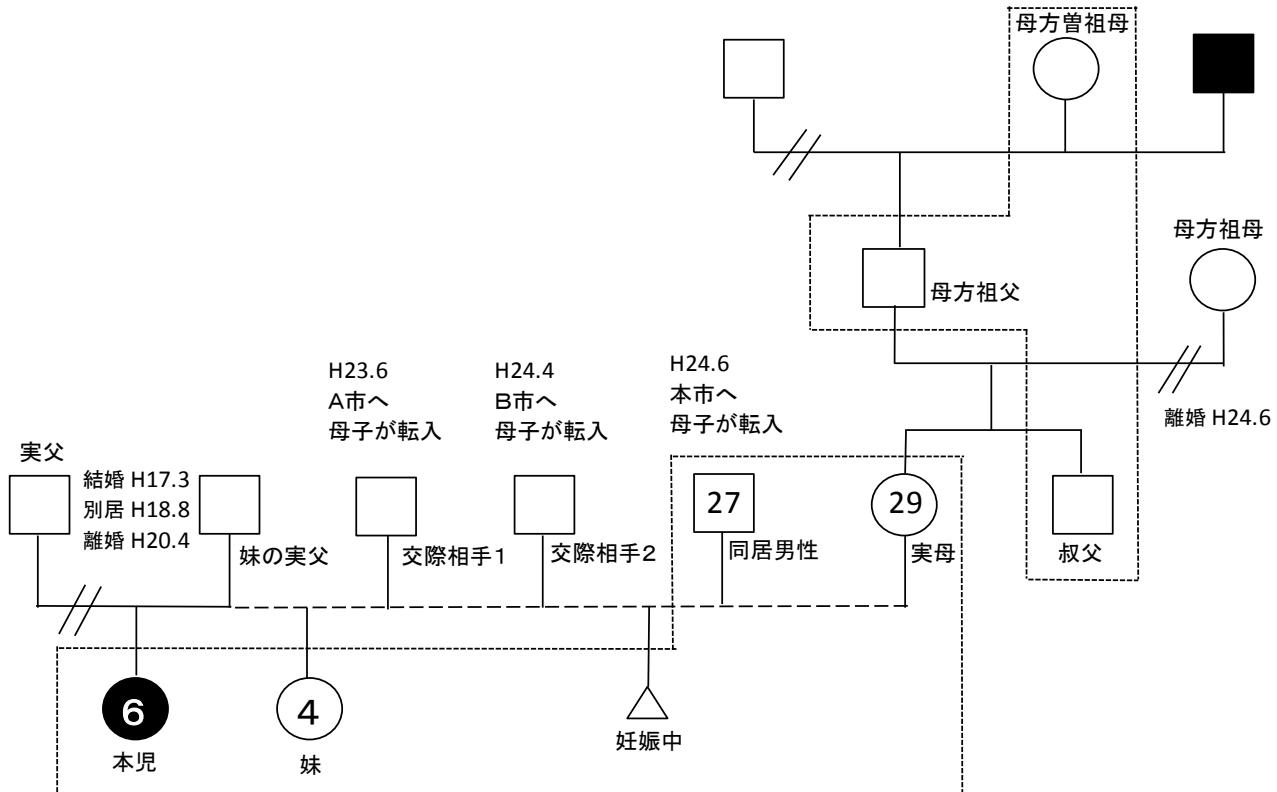
平成 25 年 4 月、実母と同居男性が死体遺棄の疑いで逮捕された。実母と同居男性は「死体遺棄罪」で起訴され、その後、実母は「暴行罪」、同居男性は「傷害致死罪」で、それぞれ追起訴された。

裁判の結果、実母は懲役 2 年（控訴中）、同居男性は懲役 8 年（刑が確定）の実刑判決が言い渡された。

(2) 家族の状況

ア 家族構成（本児死亡当時）

実母（29歳）、同居男性（27歳） 本児（6歳）、妹（4歳）



イ 家族の情報

- ・実母・・・実家との関係は良くはなく、17歳の時の家出以降、居所を転々としてきた。実家を「つらくて戻れない（ところ）」と語っている。
- ・同居男性・・・インターネットを通じて平成24年5月に実母と出会い、同年6月に同居を開始した。当時は薦職。本児への傷害致死及び死体遺棄罪で懲役8年の実刑が確定。
- ・本児・・・平成17年10月出生。生後10か月時に母方実家に預けられ、5歳まで生活していた。当時在籍していた保育所では、「人懐こく、愛嬌のある児。心身の発達に問題はなく、家庭でよく面倒を見られている児との印象」とのこと。本児は実母と暮らすことを楽しみにしていた。
- ・妹・・・平成20年6月出生。生後から事件発覚まで実母とともに生活していた。
- ・母方曾祖母・・・居所を転々とする実母に対して金銭的な援助をしていた。母方祖父母が就労していたため、本児が5歳の時、実母に引き取られるまでの間、実質的に本児の養育を行っていた。
- ・母方祖父母・・・本児は祖父に懐いており、祖父母ともに実母が本児を引き取ることに反対していた。祖父母は平成24年に離婚している。
- ・母方叔父・・・母方実家に同居し、本児の保育所への送りを担っていた。

ウ 本児の転居の経過（居住実態が不明確な時期を含む）

時期(本児の年齢)	居住地	家族構成
平成 17 年 10 月～平成 18 年 8 月（0 歳）	X 県内	実父、実母、本児
平成 18 年 8 月～平成 23 年 6 月（0～5 歳） (母方実家)	X 県内 (母方実家)	母方曾祖母、母方祖父母、母方叔父 (本児は月に 1～2 回実母のもとへ外泊。)
平成 23 年 6 月～平成 24 年 1 月（5～6 歳）	A 市	実母、交際相手 1、本児、妹
平成 24 年 1 月～平成 24 年 6 月（6 歳）	B 市	実母、交際相手 2、本児、妹
平成 24 年 6 月～平成 24 年 7 月（6 歳）	本市	実母、同居男性、本児、妹

4 本市転入前までの事例の経過（本児死亡後に関係機関調査及び裁判で明らかになった情報）

平成 17 年 10 月	本児出生。
平成 18 年 2 月	本児が 4 か月児健康診査受診（実父母の付添い）。異常なし。
平成 18 年 8 月	本児が母方実家（X 県）に預けられる。実母は実父と別居し、新しい交際相手と生活。本児は月 1～2 回実母の交際相手宅にて外泊。
平成 19 年 5 月	本児が 1 歳 6 か月児健康診査受診（実母の付添い）。予防接種ほぼ未実施。
平成 20 年 4 月	実父母が離婚。
6 月	妹が出生。（妊娠の届出は 36 週。）妹は実母に養育される。
12 月	本児が 3 歳児健康診査受診（母方曾祖母の付添い）。健診結果では虫歯が 5 本あった。
平成 22 年 4 月	本児が保育所に入所。
平成 23 年 6 月 1 日（水）	実母が母方祖父母の了解なく保育所の退園の手続きを実施。
6 月 2 日（木）	A 市に、実母、本児、妹の住民票を異動。X 県の自治体は転出先の A 市へ情報提供等は行わなかった。
6 月 7 日（火）	実母が母方祖父母や母方曾祖母の反対を押し切り、保育園から直接本児を引き取る。本児は実母と暮らせるることをとても喜んでいた。
11 月	本児が就学時健康診断を連絡なく欠席。
11 月～4 月	A 市の小学校がほぼ毎日家庭訪問実施。
平成 24 年 2 月	A 市が入学通知書を発送。
4 月 9 日（月）	本児が入学式を欠席。小学校が家庭訪問実施。
4 月 12 日（木）	A 市から B 市に、実母、本児、妹の住民票を異動。
4 月 13 日（金）	A 市が転出を確認し、調査を終了。A 市は転出先の B 市へ情報提供等は行わなかつた。

5 本市の支援経過

(1) 本市転入後から本児死亡まで

平成 24 年 6 月上旬頃	市内の同居男性宅で、実母、同居男性、本児、妹との生活を開始。
7 月 3 日(火)	警察署が、近隣住民から泣き声に関する 110 番通報により市内の自宅を訪問。妹に対するネグレクト及び心理的虐待のおそれがあると認めた。本児については目視確認したが、虐待は確認できなかった。
7 月 5 日(木)	中央児童相談所（以下、「児童相談所」という。）が、警察署から妹の「児童通告書」※1を受理。家族構成を把握。
7 月 6 日(金)	児童相談所が同居男性及び実母と電話（携帯）し、訪問を約束した。日程は後日調整。前住地はB市であることを聴取。本市に住民票がないことを確認。
同 日	児童相談所が区役所に電話し、情報提供。同行訪問を依頼。
7 月 9 日(月)	児童相談所がB市役所（児童福祉主管課）に電話。前々住地はA市で、B市には4月 12 日に転入届を提出していたことがわかった。
同 日	児童相談所が同居男性及び実母と電話（携帯）。7月 13 日の訪問を約束。
7 月 13 日(金)	児童相談所と区役所が、家庭訪問。実母、妹が在宅しており、面談。本児は同居男性と外出中とのこと。妹の安全確認を行うとともに、実母や家族の生活歴などを聞き取った。住民票の異動及び本児の転校手続が未了であることを確認し、手続するよう促した。約 1 時間滞在。 訪問では、妹に著しく不衛生な様子や成長不良など、その場で強制的介入をするような、明らかに心配な点は確認できなかったが、幼児がいる割には生活用品が少ないなど気になる点はあり、慎重な調査を継続する必要は感じられた。なお、実母は裁判の中で、本児を在宅させていなかった理由として、「本児の顔や体に痣があり、本児への暴行が発覚することを恐れたためである」と語っている。
7 月 17 日(火)	児童相談所が、実母が子育てをしていたX県の自治体に電話。妹の乳幼児健康診査の受診状況を確認したところ、自治体が実施する乳幼児健康診査は未受診だが、実母からは「民間病院で健診を受診している」と聞き取ったのこと。
7 月 18 日(水)	児童相談所が区役所から電話を受け、対応を打合せた。双方が連携し、本児の目視確認を目指すことを確認。
7 月 19 日(木)	区役所が実母へ電話（携帯）。住民票の異動及び本児の転校手続を再度促した。
同 日	区役所が転入予定の市内の小学校へ情報提供。
7 月 22 日(日)	本児、同居男性による暴行のため、頭蓋内損傷により死亡。
7 月 23 日(月)	磯子区の雑木林に本児の遺体が遺棄される。

※1 「児童通告書」…警察が要保護児童を発見した場合に、児童相談所へ児童通告書によって通告することとなっている（少年警察活動規則第 38 条）。子どもや保護者の基礎情報や通告理由などが記載されている。

(2) 本児死亡後

平成 24 年 7月 24 日(火)	児童相談所が家庭訪問したが不在。
同 日	B 市役所（教育委員会）、A 市役所（教育委員会）からの情報収集により、本児が両市において不就学であることを確認。
同 日	児童相談所が実母に電話（携帯）したが、つながらず。留守番電話に連絡がほしい旨の伝言を残した。
7月 25 日(水)	児童相談所が実母に電話（携帯）したが、つながらず、呼び出し音のみ。
同 日	児童相談所が B 市役所（教育委員会）に電話。B 市役所（教育委員会）が、就学手続を促す手紙を 7 月 18 日に実母に発送したことがわかった。
7月 26 日(木)	児童相談所が、本児が転入する予定の市内の小学校に電話。情報共有。
7月 31 日(火)	児童相談所が援助方針会議を実施し、本児及び妹を被虐待児として認定。虐待者：実母、ランク：B（中度）、虐待の種別：ネグレクト。就学手続を支援、一時保護も視野に入れて対応し、継続指導とすることを決定。
同 日	児童相談所が区役所、警察署に電話。本児が不就学であり、目視確認できていないことを情報提供し、今後の連携を依頼。
同 日	児童相談所が、本児の就学状況と所在確認のため同居男性に電話（携帯）。同居男性は終始穏やかな口調で、転入手続は未了であり本児は X 県の親戚宅にいると話した。
8月 6 日(月)	区役所が実母に電話（携帯）。お盆の頃に転居予定。転居先を尋ねても回答を得られず、実母は少し攻撃的な口調で「答える必要があるのか」と話した。
8月 8 日(水)	児童相談所が実母から電話を受けた。「実母と妹は X 県に、本児は県外の親戚宅にいる。X 県内で本児の就学手続を相談中。同居男性も一緒に実家に転居予定」とのこと。市内の自宅に戻った後の 8 月 17 日に家庭訪問することを約束。
8月 15 日(水)	児童相談所が実母から電話を受けた。「風邪をひいた」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を 8 月 20 日に変更。
8月 16 日(木)	区役所で要保護児童等進行管理会議※2を実施。児童相談所、区役所が支援方針を確認。本児の目視確認と就学手続を当面の課題とした。
8月 20 日(月)	児童相談所が実母から電話を受けた。「県外の親戚宅に滞在している」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を 8 月 23 日に変更。
8月 23 日(木)	児童相談所が実母から電話を受けた。「滞在が延びている」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を 8 月 28 日に変更。
8月 28 日(火)	児童相談所が家庭訪問したが、不在。メモを残した。
同 日	児童相談所が実母から電話を受けた。「訪問日時を翌日と誤認していた」、「妊娠 5 か月で X 県内の A 病院を受診している」と聞き取った。8 月 30 日に家庭訪問することを約束。

※2 「要保護児童等進行管理会議」…要保護児童等について、支援内容の確認・検討を行い、適切な支援が行われるよう進行管理するための会議。区こども家庭支援課と児童相談所が共同して開催し、定期的に（3か月に1回）実施している。

8月30日(木)	児童相談所が家庭訪問。実母と妹のみ在宅。本児は「まだ県外の親戚宅にいる」とのこと。
9月3日(月)	児童相談所が実母から電話を受けた。実母から、同居男性との不仲、中絶などについての相談があつた。
9月6日(木)～ 9月21日(金)	児童相談所は、中絶の手術に関して実母から聞き取ったX県内のA病院とB医院に受診状況を電話で確認したが、いずれも受診歴はなかつた。A病院の近隣のC病院にも確認したが、受診歴はなかつた。 児童相談所は、実母と電話ができる関係を維持しつつ、接触のタイミングを計り、本児の安否確認と今後の支援を目指す関わりを継続していた。
10月1日(月)	児童相談所が実母から電話を受けた。「9月24日に中絶手術をした。5日間入院。死産扱いで火葬した。死亡診断書がある。B市役所に10月9日に死亡届の手続に行く予定。その時に転居手続を予定」とのこと。児童相談所が実母に対し、「A病院において実母の受診の事実がないことを、A病院に確認した」と伝えると、実母は「病院職員が知り合いで口止めしてあつた」と話した。
同 日	児童相談所がB市役所（教育委員会）に電話。B市としては、手紙が宛先不明で戻ってきたため居住実態がないと判断し、就学勧奨を終了したこと。実母が10月9日にB市役所に行く予定との情報を伝え、異動先などの情報提供を依頼した。
10月12日(金)	児童相談所がB市役所（教育委員会）に電話。10月9日に来所がなかつたこと及び住民票の転出届はされていないことを確認。
同 日	児童相談所が区役所と家庭訪問したが不在。電気メーターが動いておらず、大家の話によると、「解約はされていないが家財道具が運び出されたと聞いている」とのこと。
10月23日(火)	児童相談所が実母に電話（携帯）したが、つながらず。
10月25日(木)	児童相談所が実母に電話（携帯）したが、つながらず。その後、児童相談所が実母から電話を受けた。「多忙のため後日電話する」とのこと。
10月29日(月)	児童相談所が実母から電話を受けた。「市内で転居予定」とのこと。
11月7日(水)	区役所が家庭訪問。電気メーターが止まり、郵便受けにガムテープが貼られており、住んでいる様子がうかがえなかつた。
11月15日(木)	区役所で要保護児童等進行管理会議を実施。区役所と児童相談所が双方で、居住実態がなく、転居したことを確認した。
11月21日(水)	児童相談所が実母に電話（携帯）。「現在はまだX県にいる。来月には横浜で新居を借りるつもり。本児も登校を楽しみにしている。」と話した。
11月22日(木)	児童相談所が実母から電話を受けた。携帯電話の番号が変わったとの連絡。
12月11日(火)	児童相談所がX県の自治体に電話。本児の安否が確認できること、実母の話の信憑性が低いこと、これまでの対応の経緯を情報提供。実母が立ち寄る可能性があるX県の実家へ訪問し、本児の安否確認、また本児がいない場合は本児の生活状況について曾祖母から聴取してもらうことを依頼。
12月19日(水)	児童相談所が実母から電話を受けた。X県の自治体職員が実家を家庭訪問したことに対する抗議。

12月19日(水)	児童相談所がX県の自治体から電話で報告を受けた。12月18日にX県の自治体の職員が実家を家庭訪問したところ、曾祖母のみ在宅。本児についての情報はない。実母が時折実家に来ていることを聴取したことのこと。また、X県の自治体に実母から抗議の電話があったとのこと。
12月21日(金)	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)から電話を受けた。実母が12月7日に妊娠届をB市役所に提出した。その際、B市役所(児童福祉主管課)では「7歳の本児が不就学であることがわかった」とのこと。児童相談所はこれまでの情報を提供した。
12月28日(金)	児童相談所が実母から電話を受けた。「実家や役所を調査することはやめてほしい」との抗議を受けた。
平成25年 1月4日(金)	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)に電話。直近の状況を確認。「実母は12月25日にX県内の病院を受診予定と聞いていたが、予約はなかった。出産予定日は1月7日」とのこと。
同日	児童相談所が実母に電話(携帯)。「実家におり、子ども2人は元気。就学手続は転居後に行う」と話した。
同日	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)に再度電話。実母は虚偽の発言が多く、X県の医療機関数か所に確認したが、受診歴が確認されなかつたこと等を報告。
1月9日(水)	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)に電話。実母が出産したかどうかの情報を確認したが、「いまだに情報はない」とのこと。
1月18日(金)	児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず。その後、児童相談所が実母から電話を受けた。「A市に一週間前に転居した。詳細な住所は覚えていない。本児のことは小学校に相談する」とのことであった。まずは実母と直接会い、本児の安否確認をするため、「児童相談所が手続等を手伝いたい」と伝えた。
同日	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)に電話。直近の状況を報告。B市役所では出産の情報はなく、A市にいるという情報もないとのこと。
1月22日(火)	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)から電話を受けた。「実母が1月12日にD市内のD病院で弟を出産し、1月21日B市役所に出生届を提出した。実母は疲れたと訴え、本児の就学手続は行わずに帰った」とのことだった。なお、D病院から連絡を受けたD市職員が、1月21日に実母が届け出た住所地に家庭訪問したところ、実母が新たに知り合った男性宅だった。男性の母親から「本児は心臓病で昨年亡くなったと聞いた」ことを聴取。
同日	児童相談所が援助方針会議において緊急の協議を実施。警察への相談等により、引き続き、本児の安否確認をめざす方針とした。
同日	児童相談所がB市を所管する児童相談所から電話を受けた。「実母がD市内の病院に予約を入れて、明日、健診を受ける予定」とのこと。
1月23日(水)	児童相談所が実母と接触するため、約束せずにD市内のD病院で待機することとしたが、実母の受診キャンセルのため、接触できなかつた。
同日	児童相談所が、本事例に関する児童相談所、D市役所、X県の自治体へ電話し、直近の状況を説明するとともに協力を要請。

1月 24 日(木)	児童相談所がX県の曾祖母に電話。曾祖母が電話に出たが、偶然来ていた実母にかわり、「曾祖母に手紙を送ったり、連絡をするのはやめてほしい。本児はA市の友人宅にいる。1月 31 日にA市で就学手続をして、横浜の児童相談所に行く」と話した。1月 31 日より前に児童相談所が実母を訪問することを提案したが、頑なに断られた。
同 日	警察署が児童相談所に電話。すぐに児童相談所が調査に行くべきとの助言を受けた。
同 日	児童相談所が緊急援助方針会議を実施。児童相談所が直接実家に向かうこと、実母が本児との面会を拒否したときには「出頭要求書」※3を手渡すことを決定。
同 日	直ちにX県の実家を訪問したが実母に会えなかった。曾祖母によると「本児とは1年ぐらい前に会ったきり。実母は横浜に住んでいて、本児はA市の友達に面倒を見もらっていると聞いている」とのこと。
同 日	X県の実家を訪問後、児童相談所が実母から二度電話を受けた。一度目は実家訪問に対する抗議。二度目の電話で、児童相談所の指導に実母が応え、1月 28 日にA市内の小学校で会うことで合意。
1月 28 日(月)	児童相談所がA市内の小学校で実母と会うため待機したが、実母は現れなかつた。
1月 29 日(火)	児童相談所は、実母、本児ともに所在が判明せず、実母との携帯電話での連絡も途切れていることから、横浜市だけで状況を把握することは困難と考え、全国的対応に切り替えていくことを検討。 曾祖母等の親族へ捜索願を提出するよう促すこと、「CA情報連絡システム」※4にて情報提供することを決定した。児童相談所の対応としては、新たな情報が入り次第、再調査を開始することを前提とし、現段階では継続指導とする方針とした。警察署に電話し児童相談所の今後の対応について報告を行った。
2月 1 日(金)	児童相談所がB市役所(児童福祉主管課)から電話を受けた。B市役所が警察に相談しているとの報告を受けた。
2月 5 日(火)	児童相談所が、実家に簡易書留で郵便を発送。警察へ本児らの捜索願を出すことを促した。
2月 14 日(木)	児童相談所、B市役所(児童福祉主管課)、B市を所管する児童相談所が、2月 15 日の実母との接触に関する打合せを行った。B市を所管する児童相談所から、「居住地が不明なため、今までの経過を知っている横浜市の児童相談所が主体的に動いてほしい」と要請された。
同 日	新たにB市役所での実母との接触の可能性が出てきたことから、児童相談所が緊急援助方針会議を実施し、本児の安否が確認できるまでは継続指導とすることを確認した。

※3 「出頭要求書」…都道府県知事（又は児童相談所長）は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときは、保護者に対し子どもと共に出頭することを求めることができる（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）。その際保護者に対し、出頭を求める理由、日時及び場所等を記載した出頭要求書により告知する。

※4 「CA情報連絡システム」…居所不明となった被虐待児童及びその世帯に関する情報を、全国の児童相談所に提供し、児童を発見した児童相談所が、提供元の児童相談所から速やかに情報収集できる仕組み。

2月 15 日(金)	児童相談所がB市役所を訪問し実母との面会を試みたが、実母から「発熱した」とのキャンセルの電話があり、18日に予定を変更した。
2月 18 日(月)	児童相談所がB市役所を訪問し実母との面会を再び試みたが、実母は来ず。(キャンセルの電話あり。)
2月 22 日(金)～ 3月 29 日(金)	B市役所等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続。
3月 26 日(火)	児童相談所がB警察署から「捜査関係事項照会書」を受理し、本児に関する記録を提出した。
4月 1 日(月)	児童相談所が神奈川県警察本部から電話を受けた。本児が発見された場合の一時保護について、本事例に関する児童相談所間の事前調整の依頼があった。
4月 1 日(月)～ 4月 21 日(日)	警察関係者等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続。
4月 21 日(日)	児童相談所が神奈川県警察本部から電話を受けた。「実母と妹、弟をX県で保護した。妹と弟の保護について児童相談所間で調整してほしい」との依頼。 児童相談所からは神奈川県警察本部に対し、本児の所在がわからず次第、報告をもらいたい旨を依頼。
同 日	妹、弟をX県の児童相談所が一時保護。
4月 22 日(月)	実母が逮捕された。
4月 23 日(火)	同居男性が逮捕された。

6 事例検証により明らかになった問題点・課題

(1) 通告に対する初期対応・調査のあり方

ア 子どもの基礎情報及び具体的な生活状況の把握

本世帯への初回の家庭訪問（以下、「初回訪問」という。）では、担当職員が実母の話に合せながら、実母の生育歴や同居男性と結婚予定であること、虚偽ではあったが区役所の支援メニューに対する積極的な受け入れ態度等を確認しており、多くの情報を得ることができている。しかし、実母が意図的に隠していた本児に関する情報については、疑いを持って具体的に聞き出すことはできなかった。このことは、警察からの児童通告書の対象が妹であったこと、事前の情報収集で本児に関する情報を十分に得られなかつたことが影響したと思われる。児童通告の対象ではなかつた本児を妹と同様に被虐待児の疑いとして取扱い、事前の調査で本児が不就学であるという事実に辿り着いていれば、訪問した担当者の初回訪問の内容は大きく変わっていたと思われる。

児童相談所は訪問前の調査を実施し、本世帯が本市に住民登録がなく基本情報がなかつたため、前居住地であるB市の児童福祉主管課に問い合わせを行つた。B市からは、この世帯がA市から転入してきたこととその時期、及び妹の乳幼児健診の受診状況を確認した。しかし、さらに調査を深め、本児の生年月日や周辺情報を確認するまでには至らなかつた。世帯の情報は関係部署にまたがつており各方面に問い合わせる必要があるが、少なくとも本児の所属の有無等についての調

査は継続されるべきであった。

家庭訪問は家庭の状況を知るうえで非常に重要な機会である。特に初回訪問でより質の高い調査を行うためには、初回訪問の前に世帯全体の基礎的な情報をできる限り収集する等、準備をしておくことが非常に重要である。

イ 警察情報の確認

警察からの児童通告書に記載されていた本児の年齢が、「5歳」であり、本児の実際の年齢と異なっていた（実母らが5歳と伝えていた可能性もある）。児童相談所と区こども家庭支援課の職員は、事前に就学状況についての意識は持ちえず、7月13日の家庭訪問で初めて本児が就学年齢であることを把握した。通常警察から送付される児童通告書に臨場した警察官が把握した情報を全て入れることは不可能である。また、児童通告書の多くは実際に臨場していない警察官が、児童相談所に持参する場合が多いため、児童通告書のみでは警察の調査内容を適切に次の調査機関に引継ぐには不十分である。児童相談所の担当職員は初回の家庭訪問の前に、児童通告書の内容だけではなく、警察が把握する情報（警察が臨場した際の状況、養育者の状況・対応、子どもの具体的な様子等）をより詳細に把握する必要がある。

ウ 地域情報の確認

事件当日だけではなく日常的に、同居男性や実母から本児に対して虐待が行われていたことが裁判を通して明らかになっている。本事例では区こども家庭支援課も児童相談所も地域の主任児童委員や民生委員・児童委員に調査段階から積極的に協力を仰ぐという意識を持っておらず、地域の力を活かしきれていなかった。特に、近隣からの通告を端緒とする事例では複数の住民が心配している可能性が高いため、地域からの情報は非常に重要である。

エ 庁内及び自治体間の連携と情報共有

(ア) 自治体間の情報の引継ぎ

児童相談所が初回の家庭訪問前に、前住地であるB市の児童福祉主管課に対し、本世帯の情報を問い合わせたが、本児が不就学であることの情報は得られなかつた。また、本児は前々住地のA市で不就学児童として把握されていたが、B市にはその情報は引き継がれなかつた。さらに、保育所を突然退園し、これまで養育してこなかつた実母に本児が引き取られたことを、X県の自治体はA市へ情報提供しなかつた。

本事例は、実母がインターネットで交際相手と出会い、その下へ母子で転々とする家庭であつた。しかし、転居を繰り返すたびに、情報が次の自治体へ引き継がれなかつたために、養育上のリスクや懸念が積み重ならなかつた。

他方で、当時の本市の状況を振り返ると、本市も、A市やB市の立場であったならば、転出先の自治体に対して適切な情報提供を行えていたかというと、必ずしもそうではなかつた。

これらの事実を踏まえると、特に重要なことは「府内（同じ自治体の各機関・各部署）及び自

治体間の連携と情報共有」である。これはすでに各自治体の検証報告書で指摘されている通りであるが、職員一人ひとりの意識を高めることはもちろんのこと、各自治体のそれぞれの機関・部署の中に仕組みとして取り入れる必要がある。

(イ) 転出をきっかけにした事例の把握

本事例では、本児が退園と同時に、養育されてきた母方実家から、それまで養育してこなかつた実母とその交際相手のもとに引き取られたことにより、虐待が発生するリスクが高まったと言える。このように、それまで虐待の発生するリスクが低い子どもでも、転出によって養育環境が大きく変化する場合がある。当該児童の状況をもっともよく知るであろう保育所等の子どもが所属する機関は、転出先での子どもの養育に懸念がある場合は、地元自治体に連絡し、地元自治体から転出先の自治体に情報が伝わるようにする必要がある。

オ 児童虐待の相談・通告数の増加への対応

市内4か所の児童相談所への虐待の相談・通告受理件数は年々増加しており、平成19年度が1,691件であったものが、5年後の平成24年度は3,767件となり、2.2倍となっている。その結果、一件の調査にかけられる時間が短くならざるを得ない状況となっていた。

件数の増加に対応するため、本市では、平成23年4月に相談指導担当の児童福祉司を各児童相談所に1人を増員して体制を強化した。本事例発生当時の当該児童相談所の相談指導担当の体制は、係長1人、児童福祉司4人、保健師1人、嘱託協力員1人であった。この体制は現在でも変わらない。

また、当該児童相談所が事例発生直前に受理した相談・通告受理件数は、平成24年5月：117件、6月：118件、7月：123件で、5年前の平成19年5月：46件、6月：70件、7月：25件と比較すると、月平均で2.5倍と大幅に増加している。児童福祉司は増員されているものの、全ての事例で徹底した調査をすることが困難な状況であったことが推察される。

なお、平成26年度は5月：112件、6月：155件、7月：121件となっており、引き続き高い水準で推移している。

これらの事実は、必然的に初期対応・調査における質を変化せざるを得ない状況を招いている。子どもの安全は確保しつつも、1件ずつ丁寧に調査することが難しくなったり、支援方針の組織的決定までにより多くの期間を要することになったりしている。

児童虐待の相談・通告受理件数の増加に対して、何も対策を講じないことは、初期対応・調査の質の低下や子どもの安全を脅かすことにつながりかねないため、早急に対応を検討しなければならない。

(2) 居住実態が把握できない児童への対応

本事例は結果的には本市において長期間居住していたわけではなく、居所を転々とする事例であり、以下の問題点・課題が明らかとなった。

ア 警察と連携した調査

現在では、本事例をきっかけにして、警察との連携は強化されているが、児童相談所は当時、警察に何度か相談していたが、具体的な協力関係を築くことはできなかった。居所不明児童に関して区役所や児童相談所においてできるかぎりの調査を行った後は、警察の広域的な捜査の手法を活用した調査が必要である。しかし、行方不明者届を警察に提出したとしても、「犯罪被害による可能性」を示す情報がなければ、必ずしも捜査が行われるものではないのが現状である。

イ 他の自治体や児童相談所と連携した調査

本市の児童相談所は、振り返ってみれば本児死亡後も本児を探し続けたことになる。その中で、実母が現れる可能性が高い地域を所管する市外の児童相談所に協力を求めたが、積極的な協力関係を築くことはできなかった。また、児童相談所がCA情報連絡システムを活用したが、全国の児童相談所のみに適応されるものであり不十分であった。

居所不明児童の調査においては、関係する自治体や児童相談所が積極的に協力し合うことが不可欠である。

ウ 住民票を異動せず市外に転出した場合の把握の困難性

住民票を異動せずに転居する家庭は、何らかの問題を抱えている可能性が高い。本事例では、住民票をB市に置いたまま、母子で各地を転々とする生活を送っており把握が困難であった。転出元と転出先の情報を突合する仕組みがあれば、転出先で何らかの公的なサービスを利用した場合、居場所を特定することができる。

7 課題解決に向けた改善策の提言

(1) 児童虐待通告に対する初期対応・調査の改善

ア 初期対応・調査の充実

(ア) 初回訪問時の基本的態度

初回訪問に求められるものは、子どもに差し迫った危険がないか把握するための、積極的な介入である。そしてもう一つは、必要な支援に結び付けるための養育者との関係構築である。この相反する初回訪問の目的は、担当者にジレンマを生じさせ委縮されることにもなりうる。しかし初期対応では、子どもの安全確認とリスク要因の把握を優先することが重要であり、必要な情報の確認が疎かにされるべきではない。担当者はこのような状況に陥る可能性があることに、留意して対応されたい。また、所属機関の責任職等が担当者の抱えるジレンマや不安を受け止め、初期対応・調査においては介入的であっていいのだという根拠を示し、エンパワメントするようサポートすべきである。

(イ) きょうだい児に対する安全確認の徹底

本事例では、児童相談所に警察が児童通告を行った対象は妹であった。しかし、本事例のようにきょうだい児への虐待が起こりうることを理解しなければならない。今後は、きょうだい児についての情報収集、調査、48時間以内の安全確認も徹底されたい。

更に本事例では、実母は本児の顔や体に痣があったため、意図的に本児を在宅させなかつたことが公判で判明している。本事例の経験を踏まえ、初回訪問時の安全確認の方法については、十分検討する必要がある。

(ウ) 初期対応・調査の標準化とスキルの向上

初期対応・調査において最も知りたいことの一つは「養育者が危機的状況下でどう判断しどう行動するのか」という点であるが、養育者の問題対処能力・対処行動力を評価するには高い専門性が必要である。ベテランの職員であれば、調査項目や手順は熟知していると思われるが、毎年のように新任職員が配置される現況がある。

現在の児童相談所のマニュアルにも基礎的な調査項目は示されているが、特に、初回訪問時の調査を標準化して、訪問前及び訪問時に確認すべき項目を整理すべきである。もっとも、すべての項目を初回訪問前に把握する必要はなく、「何が分かっていて、何が分からぬのか」を明確にして初回訪問を行うことが重要である。また、養育者からの主観的な情報だけに頼るのではなく、可能な限り関係機関等から客観的な情報を得るよう徹底されたい。

さらに、虐待対応に関してはマニュアル化が難しいことも多く、初期対応・調査に関する方法論を児童虐待の初期対応・調査を担当する職員が互いに共有し、スキルを高め合うよう努められたい。

イ 警察との更なる連携強化

警察が把握した要保護児童は児童相談所へ文書で通告することとなっているが、的確なアセスメントを迅速に行うためには、児童通告書のみでは情報量としては不十分である。現場に臨場した警察官から直接状況を確認することで、新たな情報を把握することにつながるため、臨場した警察官に直接確認（電話等）するよう努められたい。

また本事例を踏まえ、区こども家庭支援課や児童相談所から行方不明者届を提出する場合、早い段階で警察に捜査に応じてもらえるよう、積極的に協力関係の維持に努められたい。

さらに、児童相談所は県警本部の協力を得て、臨検・捜索^{※5}の合同研修を実施しており、引き続き充実した取組を進めるとともに、警察官OBを児童相談所の職員として招き、警察との更なる連携強化に努められたい。

ウ 積極的な近隣情報の収集

(7) 近隣情報の収集方法

近隣からの通告は虐待の懸念が何度かあってのことだと思われる。実際、本事例の警察への通告者は過去にも妹が締め出されて泣いている状況を目撃している。地域には他にもさまざまな情報が存在しており、的確なアセスメントを行うためには初期調査の段階から積極的に地域の情報を得ることが非常に重要である。

平成26年1月に策定された「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」には「区こども家庭支援課が近隣を含む地域関係機関からの情報を収集し、児童相談所に提供する」とされている。児童相談所は区役所に調査を依頼する場合は具体的な調査項目を示す必要がある。一方、区役所は区役所で調査できる内容を積極的に伝え、迅速な調査に協力することとされている。

近隣の情報を把握するには、「主任児童委員にパイプ役になってもらい、民生委員・児童委員から近隣の情報を確認してもらう」など、方策を検討されたい。

(4) 地域と支援機関との関係作り

区こども家庭支援課の地区担当者は地区の子どもたちの情報を収集しやすいように、日頃から地区民生委員・児童委員協議会に積極的に参加し、顔の見える関係作りに努められたい。

また、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に、地域の主任児童委員や民生委員・児童委員に対して積極的に参加を呼びかけ、地域での見守りを担ってもらうことは非常に重要である。

さらに、地域の実情に応じた要保護児童対策地域協議会実務者会議のエリア別展開等を進め、実務者同士の関係を深めるよう努められたい。

※5 「臨検・捜索」…都道府県知事（又は児童相談所長）は、保護者が再出頭要求に応じず、かつ児童虐待が疑われる場合、子どもの安全を確認するために裁判所の許可を得て、子どもが住んでいる場所等に強制的に立ち入り、子どもを捜すことができる（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）。

エ 地域に対する広報・啓発の更なる推進

本事例は近隣からの通告によって、本市において初めて本世帯が児童相談所につながったものである。

本市では、後の要保護児童対策地域議会実務者会議に発展する「区虐待防止連絡会」を平成10年度から全区展開し、地域で子どもを守るネットワーク作りを推進してきた。また、児童虐待防止に関する、広報・啓発にも積極的に取組み、当該区では全民生委員・児童委員を対象とした児童虐待防止に関する研修会も行っていた。残念ながら本児の命を救うことはできなかつたが、これらの活動は通告に結び付ける取組の一つと言える。「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行され、11月の児童虐待防止推進月間に加えて、毎月5日が「子供虐待防止推進の日」と定められたことを機に、市民意識の向上を図るために広報・啓発を更に進められたい。

オ 通告対応における体制強化と仕組みの見直し

警察からの児童通告や近隣からの通告の増加を背景に、児童相談所に虐待通告が集中し丁寧な初期対応・調査が行えない状況を改善しなければならない。通告後に必要な支援に結び付けられるように、虐待の通告受理の仕組みについても検討されたい。

また、児童虐待対応は高い専門性が求められるため、児童相談所で虐待通告に対応する職員は新人ではなく、ソーシャルワーカーとしての基礎を身に付けている職員が望ましく、係長は、児童福祉分野の経験者を配置するよう努められたい。区こども家庭支援課や児童相談所の体制強化については、全市的に虐待の通告受理の仕組みを見直しながら、効果的に進められたい。

カ 子どもの所属機関の役割

保育所や学校等、子どもが所属していた機関は、これまで心配のなかつた世帯であつても、転居によって子どもの安全な生活に懸念が生ずる事態となつた際は、積極的に地元自治体に情報提供しなければならない。本市では平成24年度以降、各区こども家庭支援課の体制を強化しており、平成26年度には各区こども家庭支援課に、「虐待対応調整チーム」を設置し、庁内関係部署等の情報を集約し、的確なアセスメントが行えるよう推進している。子どもの所属機関は、転居しても子どもの養育に関する懸念を引き継ぐことができるよう留意されたい。

キ 庁内及び自治体間の連携と積極的な情報共有の推進

学齢期を迎えても不就学のまま所属機関がないなど、子どもに心配な状況を把握した場合は、庁内関係部署の情報を要保護児童対策地域協議会事務局に報告し、事務局は「居住実態が把握できない家庭」の実態把握のための調査を徹底することが必要である。すでに子どもが転出している場合には、所属機関等から連絡を受けた自治体は、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、転出先の自治体に積極的に情報提供することが重要である。

また、関係する自治体や児童相談所は、当該世帯を現に支援しているかどうかに関わらず、庁内及び関係機関の情報を集約し情報提供するなど、子どもの安全確認や必要な支援につながるよう迅速かつ積極的に協力されたい。

(2) 国への要望

ア 居所不明児童対策の強化

住民票があっても居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者による暴力から避難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体がある。このような場合は、児童相談所間の申し合わせによる情報共有の仕組みである「CA情報連絡システム」では不十分である。全国的な課題となっている居所不明児童の把握を円滑に行うためには、自治体が行うべき調査内容の統一や、取り扱う個人情報の範囲を整理するなど、自治体間で居所不明児童の情報を提供するための「共通ルール」の設定が必要である。また、本人同意を得られない場合や、転居先が不明な児童に関する情報については、「仲介可能な機関」を経由した間接的に生存を確認する仕組みの創設を国に求めたい。

イ 児童虐待対応に関する高い専門性を身に付けた職員の養成

本事例を通して、改めて児童虐待対応には高い専門性が必要であることが明らかになった。各自治体が一定レベルの職員を養成することは可能であっても、高い専門性を持った職員を自ら養成することは難しいと思われる。例えば、新人ではなく数年経験がある職員が、国の専門養成機関にて一定期間（半年から1年間）、高度な専門的スキルや知識を学び、他の職員にも助言できるようにする仕組みについても検討されたい。

ウ 児童相談所の体制強化に対する支援

児童相談所における児童虐待の迅速な初期対応及び、継続的な支援が行えるよう体制強化が必要である。現在の国の基準では人口4万人から7万人に一人の児童福祉司を配置するよう政令で規定している。実際に子どもを担当する児童福祉司を少なくとも4万人に一人の基準で配置できるよう、さらなる人員配置基準の見直しや適切な財源措置を講じられたい。

エ 区こども家庭支援課の体制強化に対する支援

区役所（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）において適切な支援が行えるように、国が市町村の人員配置基準等を示すとともに、適切な財源措置を講じられたい。また、市町村要保護児童対策地域協議会事務局職員については、新たに地方交付税措置を講じられたい。

おわりに

本事例は、平成25年4月に発覚し、多くの児童福祉関係者に衝撃を与えました。また、多くの市民がこの大変痛ましい事件に憤りを覚えたに違いありません。事件が発覚してから1年半以上経ち、ようやく検証報告書をまとめることができましたが、横浜市はこの間も必要な対策^{※6}を随時行ってきました。

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、複雑・多様化しています。本事例のように家族機能が脆弱であり、経済的に困窮している家庭は、かつては公的な支援を求めるはずの家庭と言えたかもしれません。しかし近年は、インターネットを利用して、見ず知らずの男女が携帯電話で出会うことが可能となり、公的な支援がなくても当座の住居を確保して、その場をやりすごすことが可能となっています。その陰で、子どもが不安定な生活を送ることになり被害を受けている現実が明らかになりました。ネット社会の中で、孤立し自ら公的支援を求めない家族に対し、どのように支援していくのかが今後の課題と言えます。子どもの最善の利益を守るために、これまでの常識や思い込みにとらわれずに、あらゆる可能性を排除せずに対応していくなければなりません。

平成26年11月には「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行され、改めて市民一人ひとりに理解と協力を得ながら、横浜市全体で児童虐待対策に取り組んでいく必要があります。本報告書の検証結果が報告のみに留まらず、様々な取組に具体的に活かされることが重要です。横浜市が本報告書を改めて重く受け止め、「児童虐待死の根絶」に向けて、その取組が一層強化されることを期待します。

※6 「横浜市における取組」…

- ・「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」の策定（平成26年1月）
- ・「居不明児童対策プロジェクト」を踏まえた全庁的な取組の開始（平成26年4月）
- ・区こども家庭支援課の体制強化及び虐待対応調整チームの設置（平成26年4月）
- ・「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」の作成（平成26年7月）

検証委員会の概要

1 第 29 期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50 音順・敬称略

氏名	職名
飯島 奈津子	横浜弁護士会 弁護士
大場 エミ	恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター研修部長
大森 武	社会福祉法人湘南福祉協会 湘南病院 医師
柏 かよ子	横浜市主任児童委員連絡会 主任児童委員
◎ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部教授
早川 悅子	鶴見大学短期大学部保育科 准教授

◎印…委員長

2 開催概要（第 29 期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会の開催状況等）

日程	開催状況等	内 容 等
平成 25 年		
5月 14 日	第 7 回 検証委員会	事例概要の説明
7月 12 日	第 9 回 検証委員会	事例概要・経過説明、ヒアリング先の検討
8月 27 日	関係機関ヒアリング	対象：児童相談所
9月 3 日	第 11 回 検証委員会	問題点・課題の検討
9月 12 日	関係機関ヒアリング	対象：区こども家庭支援課
9月 30 日	第 12 回 検証委員会	関係機関ヒアリング結果の報告 課題・問題点の整理
12月 24 日	関係機関ヒアリング	対象：X県（保育所、保健センター）
11月 22 日	第 15 回 検証委員会	関係機関ヒアリング結果の報告
平成 26 年		
3月 17 日	第 16 回 検証委員会	事例の課題・問題点の整理、改善点の検討
4月 21 日	実母の裁判開始	
6月 9 日～6月 20 日	同居男性の裁判（判決：懲役 8 年）	
8月 11 日	第 17 回 検証委員会	実母及び同居男性の刑事事件裁判傍聴結果及び他自治体における検証結果報告 課題・問題点の整理、改善策の検討
9月 5 日	実母の裁判（判決：懲役 2 年…控訴中）	
9月 8 日	第 18 回 検証委員会	検証報告書（案）検討
10月 24 日	第 19 回 検証委員会	検証報告書のまとめ

※ 検証委員会では、同時に複数の事例の検証を行っており、上記各回の経過は、本報告書において報告する「平成 24 年 7 月発生 6 歳女児死亡事例」について記載している。

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制定：平成20年3月28日 ここ第5443号（局長決裁）

(目的及び設置)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律 第4条第5項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

(構成)

第2条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会運営要綱第3条に基づく臨時委員6人以内をもって構成する。

2 検証委員会に委員の互選による委員長を1名置く。

(業務)

第3条 検証委員会は、次の業務を行う。

- (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例等及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

(検証方法)

第5条 検証は、次の方法により行う。

- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 区、児童相談所、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施する。
- (3) 調査結果に基づき、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

(守秘義務)

第6条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の非公開等)

第7条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 運営に必要な事務は、こども青少年局こども家庭課が行うこととする。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

児童虐待による死亡事例検証報告書
(平成 24 年 7 月発生 6 歳女児死亡事例)

平成 26 年 12 月

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

事務局 横浜市こども青少年局こども家庭課
横浜市中区港町 1-1
電話 045 (671) 4288